



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

規 則

- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（空港課） …… 1

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） …… 1
○県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） …… 2
○民有保安林の指定・2件（森林管理課） …… 2
○漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） …… 2
○沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定の一部を改正する告示（都市計画・モノレール課） …… 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課） …… 3
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課） …… 5

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 …… 6

規 則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第46号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年沖縄県条例第34号）の施行期日は、令和 7 年 8 月 7 日とする。

告 示

沖縄県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、下南最寄地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和 7 年 8 月 1 日から同月29日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了

の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市福嶺南地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字世富慶前平原596番・598番・599番1・599番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字源河柚山2534番1・2577番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第318号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
伊江加入区	伊江漁業協同組合の地区	主としてそでいか旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業）
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	主としてそでいか旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業）
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用し、主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業）

沖縄県告示第319号

沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定の一部を改正する告示

沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定（令和 3 年沖縄県告示第344号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、令和 3 年 7 月 1 日から施行する」を「定める」に改め、「なお、平成17年沖縄県告示第148号は、令和 3 年 6 月 30 日限り廃止する。」を削る。

第 6 項第 1 号中

「

新石垣空港	石垣市	沖縄県知事
-------	-----	-------

」を「

石垣空港	石垣市	沖縄県知事
------	-----	-------

」に改める。

附則として次のように加える。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
（沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定の廃止）
- 沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定（平成17年沖縄県告示第148号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンスの賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 7 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 沖縄県警察が必要とするマイクロソフト包括ライセンスの賃貸又は販売に関して直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 沖縄県警察が必要とするマイクロソフト包括ライセンスの賃貸又は販売に関して直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-862-0110（内線 2478）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンスの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンス（以下「包括ライセンス」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 7 年 7 月 29 日付け沖縄県公報定期第5334号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンスの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）午後 3 時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）午後 5 時までに 4 (2) の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）午後 5 時
イ 方法 簡易書留郵便により 4 (2) の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and Quantities of the Article to be Leased
Lease of Microsoft Comprehensive License for Police to be used by Okinawa Prefectural Police.
One Complete Set
- (2) Bid Opening
Date and Time: 10:30 on Tuesday, September 9th, 2025
Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to submit the Bid Document
Submit the bid document to the Handling Division mentioned below by 17:00 of the day before the Bid Opening date which is Deadline.
In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the Handling Division by Deadline.
* The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
- (4) Handling Division
Organization: Accounting Division, Police Administration Department,
Okinawa Prefectural Police HQ
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 7 月 29 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 7 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立北部農林高等学校の項中	「熱帯農業科	を	「アグリテクノ科	に改める。
	園芸工学科		地域資源デザイン科	
	食品科学科		食品クリエイト科	
	林業緑地科		ライフ創造科	
	生活科学科」		」	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 沖縄県立北部農林高等学校の熱帯農業科、園芸工学科、食品科学科、林業緑地科及び生活科学科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和10年3月31日までの間、なお存続するものとする。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1